

新浦安マルシェ 開催要項

I. 新浦安マルシェ開設のコンセプト：

浦安市表玄関の一つである JR 京葉線新浦安駅前広場を活用し、市民及び来訪者にとって何か楽しいことが待ちうけていそうな、雰囲気のある賑わいの場所へと再構築し、現場から情報発信をすることで、駅前広場の魅力、ひいては浦安市の魅力 UP を図り、シティ・プロモーションへ繋げたい。そんな思いを込めたパフォーマンスの一つが、“マルシェ”です。

新浦安駅前の広場を、明るい会話が飛び交う賑わいのある市民交流の場とすべく、マルシェを開設します。

II. マルシェとは：

フランス語で市場（いちば）を指します。

転じて、人の集まる所、情報交換の場所、市民の交流空間へと繋がる言葉。

一般的に、出店商品は生産者がこだわりを持ったオーガニックな野菜・穀物が人気ですが、生産者と来場者との双方向コミュニケーションの中での産直販売なので、売値も手頃なものが多いです。また、ハンドメイドの工芸品なども展示販売され、人気を呼んでいます。

III. 新浦安マルシェ開催宣言：

新浦安駅前広場の賑わい創出のために、一定の出店レベルを保ちながらもいつでも気軽に出店できるマルシェを開催します。

IV. 開催概要

1. 主催：一般社団法人浦安観光コンベンション協会
2. 会場：新浦安駅前の広場（ステージ横のスクエア周辺）
3. 開催日・開催時間・規模：原則として、行事（設営・撤収日含む）等で使用予定以外の日は、出店可能（想定日数：1 年間約 300 日程度）。
テント数 10 張程度、営業時間 10：00～16：30。なお、時間延長は原則として認めません。
4. 出店商品：
下記の出店条件（8 参照）に沿った商品等であること。
販売禁止物、化粧品等、保健所の規制の対象物、危険物、盗品、法律に触れる物、合法・非合法を問わず薬物とそれに類するものの販売については、固く禁じます。
5. 出店方法
浦安観光コンベンション協会（以下「協会」といいます。）ホームページの出店登録申し込みフォームから出店希望者事前登録申請をして下さい。
登録審査後、承認者の方には、出店予約用の ID コード及びパスワードをお知らせします。

6. 出店予約手続きの流れ：

- ・協会ホームページの出店予約ページから申し込みます。
- ・出店予約には登録承認時にお伝えした ID/PW が必要になります。
- ・出店予約は、出店前々月の 20 日 AM10:00 から可能となります。
- ・未だ ID/PW を未取得の方は、予約開始日の 10 日前までに事前登録を行い、審査を経て、取得しておくことが必要となります。

7. 出店条件：

- ①原則として浦安市民・市内在職者・市内事業所又は協会が承認した出店希望者であること。
- ②公民権を有し、納税の義務を果たしていること。
- ③出店者及びその他の従事者が暴力団員またはその関係者でないこと。
- ④申込者本人（法人は代表者）が出店すること。原則第三者への譲渡・貸与は出来ません。
- ⑤公序良俗に反しない企画・商品・出店物であること。
- ⑥当マルシェの企画・内容・会場使用条件・食品衛生管理等について理解し、遵守すること。
- ⑦出店者は、出店及び食品衛生販売行為等で発生した事故・苦情に対しての賠償責任を負うこと。
 - ※PL 保険（生産物賠償責任保険）へ加入していること。
 - ※食品調理販売の場合は、食品営業許可証（千葉県内一円）を保有していること。
 - ※食品営業許可証がなく、現地で調理する食品を扱う等、食品販売行為で保健所の許可申請が必要な場合や、火器使用の場合の消防署への届け等は出店者が行ってください。
- ⑧出店者は到着・退出時に受付の浦安市観光インフォメーションにて必要事項を記入すること。
- ⑨設営・撤収に関わる事務所からの貸与備品の持出・返却、及び会場清掃は、出店者が行うこと。
- ⑩出店中に出了たゴミは放置せず、持ち帰ること。また、会場内及び周辺を清潔に保ち、撤収後に清掃を行うなど、原状復帰を行い、会場の美観保持に協力すること。特に、食品や油等取扱う場合は青色ビニールシートを敷き、会場の床面の養生に努めること。
- ⑪自転車で来所の方には周辺の駐輪設備の利用を案内するなど、放置自転車の誘発防止に努める。
- ⑫送受信可能なメール・アドレスを所持し、開示すること。（必須）
- ⑬出店料については、期限までに遅滞なく支払うこと。

8. 出店規約：

- ①出店料：協会会員でない方；4,000 円/1 日、
協会個人会員の方；3,000 円/1 日、
協会法人会員の方；3,000 円/1 日

※出店翌月 5 日までに月間まとめて請求書を発行させていただきますので、期日までにお振込み願います。なお、テントを使用せず出店した場合でも同料金となります。
- ②出店料に含まれるもの：
 - ア. 簡易テント(240cm x 240cm) 1 張
※会場の統一感を持たせるため、指定テントをお使いいただきます。
 - イ. 机 1 台(180cm x 45cm) ※サイズは異なる場合があります。
 - ウ. パイプ椅子 2 脚

エ. テント保持用の重し（風対策用、支柱 1 本毎に 1 個）

オ. 主催者（施設賠償）保険料

カ. 定期清掃料

※上記以外で必要な備品等は、出店者が直接ご自身で手配・管理願います。

（例：机・椅子追加分、照明、発電機及び延長コード、清掃用雑巾・ゴミ袋等）

③マイクまたは音楽などスピーカーの使用はできません。

④会場までの車の乗り入れはできません。

駐車：専用の駐・停車設備がなく、搬入・搬出は有料パーキング使用等、出店者の責任で行ってください。また、出店に伴う台車は各自でご用意ください。

⑤出店希望日は 1 日単位でお願いします。

⑥会場が浦安市管理地の関係上、市関連の行事等で公共的な催しを開催することとなった場合等は、使用許可の連絡後であっても開催を中止または許可取り消しを通知することがありますので、予めご承知願います。

⑦連絡不能など出店の意思確認が出来ない場合は、出店の権利は放棄されたものと見做し、協会が他の希望者に権利を委譲させていただくことがあります。

⑧出店キャンセル：予約後の出店キャンセルは出店日前日 12 時までにはお願いします。やむなく当日にキャンセルされる場合は、必ず、観光インフォメーション（10 参照）に午前 10 時までに電話にて連絡をしてください。

また、出店後の途中閉店は、商品完売等の合理的な理由がある場合には、各出店者の判断で行ってください。その場合は、撤収が開催終了時間以前であっても、規定の出店料を請求させていただきます。

⑨開催中止・中断：荒天等の理由により、明らかに開催できないと協会が判断した場合は、開催中止とすることがあります。天候急変等の不可抗力により出店後に開催を中断した場合で開催後午後 0 時以前に中止の場合は、月間出店請求分から該当日の出店料の半額を差し引いて請求致します。（算定基本：10：00～17：00）

⑩ご連絡いただいた個人情報、当協会適切に管理し、他の目的に使用いたしません。

9. 会場受付事務所：

〒279-0012 千葉県浦安市 入船 1-2-1 新浦安駅前プラザ 1 階
浦安市観光インフォメーションマーレ
TEL：047-354-5111 Fax：047-381-8639

10. 問合せ先：

〒279-0004 千葉県浦安市猫実 1-1-1 浦安市役所本庁舎 10 階
一般社団法人浦安観光コンベンション協会
平日 10：00～17：00 担当：笠木
TEL：047-350-7555 Fax：047-374-3939
E-mail：info@urayasu-kankou.jp
<http://www.urayasu-kankou.jp>